

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 437

2023年 9 月号 SEPTEMBER



今月のお知らせ

令和5年10月1日よりインボイス制度の開始に伴う帳簿書類等の複雑化が予想されることから、関与先の皆様には料金改定をお願いする予定です。

ただし、直ちに改定を行うのではなく、インボイス開始後の帳簿等を確認し、合理的な金額を算出してご納得いただける金額をご提示いたしますので、よろしくご願ひいたします。

- ✂ インボイスへの備え その3・登録及び取り消し編
- ✂ 長崎県小規模省エネ対策推進事業費補助金
- ✂ はしやすめ ・中秋の名月
- ✂ 税務まめ辞典 ・交際費と会議費の違い



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

インボイスへの備え その3



登録及び取り消し編

令和5年10月1日以降にインボイスの登録をする場合

令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間で登録をする場合は課税期間の途中からでも登録できますが、それ以降に登録する場合は課税期間の初日からの登録となります。



開業初日からインボイスの登録を行う場合

事業を開始した課税期間の末日までに、登録申請書に「課税期間の初日から登録を受けようとする旨」を記載することにより、事業を開始した課税期間の初日に遡って登録を受けたものとみなされ、課税期間の初日から課税事業者となります。

インボイス登録を取り消すにはどうすればよいか

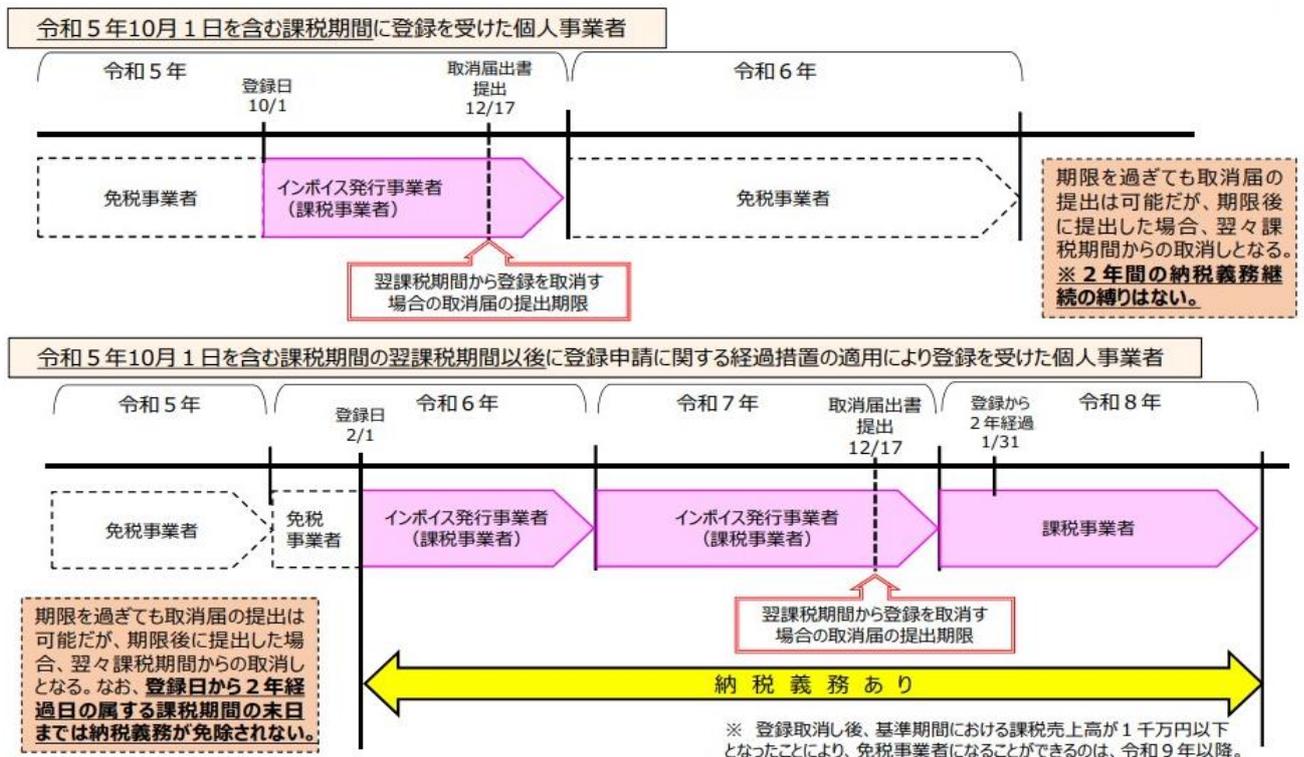
1. インボイス制度開始前に登録を取り消す場合

令和5年9月30日までに取り下げ書を提出する必要があります。(郵送の場合は9月29日(金)までに必着)

2. インボイス制度開始後に登録を取り消す場合

少なくとも令和5年10月1日から課税期間の末日(個人は令和5年12月31日、法人は令和5年10月1日を含む課税期間の末日)までは取り消すことはできず、その期間に行った売上や雑収入など(課税資産の譲渡や役務の提供)はインボイスの交付と保存の義務、消費税の申告納付が生じます。

原則は取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出する必要がありますが、インボイス登録をいつ行ったかで取り消せる時期が異なります。



長崎県小規模省エネ対策推進事業費補助金

原油価格や物価高騰などの影響を受けている県内中小事業者が経営改善に向けて行う省エネルギー設備の導入に対し支援を実施するもので、令和4年度に引き続き第2弾となります。

給付対象	創業後1年以上事業を営む長崎県内に主たる事業所がある中小企業・小規模事業者等 対象業種 製造業、情報通信業、卸売業、小売業、機械設計業、商品・非破壊検査業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、学習塾、教養・技能教授業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業																										
補助金額	補助率 3分の2以内 ※ただしLPガス設備は4分の3以内 補助金額 1事業者あたり上限50万円(下限額20万円)																										
申請期限	令和5年10月31日(火)まで(当日消印有効) ※予算額に達した場合は、申請受付を早期終了する場合があります																										
対象経費 及び 対象設備	(1)対象経費 燃料の使用量削減等につながる省エネルギー設備の導入に要する以下の経費 <table border="1"><thead><tr><th>費目</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>設備費</td><td>補助事業の実施に必要な機械装置等の購入に要する経費</td></tr><tr><td>設計費</td><td>補助事業の実施に必要な設計費等</td></tr><tr><td>工事費</td><td>補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費(設備の運搬に必要な経費を含む)</td></tr></tbody></table> (2)対象設備 事務所等を稼働させるために必要な電気、燃料、ガスなどを供給する以下の設備 <table border="1"><thead><tr><th>設備区分</th><th>種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>高効率空調</td><td>電気式パッケージエアコン(業務用エアコン)※業務で使用されるものであれば一般家庭用に製造されたエアコンでも可 ガスヒートポンプエアコン、チリングユニット、 吸収式冷凍機、ターボ冷凍機</td></tr><tr><td>業務用給湯器</td><td>業務用ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器(ガス・石油)</td></tr><tr><td>高性能ボイラ</td><td>蒸気ボイラ、温水ボイラ</td></tr><tr><td>高効率コージェネレーション</td><td>高効率コージェネレーション</td></tr><tr><td>変圧器</td><td>油入変圧器、モールド変圧器</td></tr><tr><td>冷凍冷蔵設備</td><td>電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷凍機内蔵形ショーケース コンデンシングユニット、冷凍冷蔵ユニット</td></tr><tr><td>産業用モータ</td><td>産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機</td></tr><tr><td>制御機能付きLED照明器具</td><td>無線式調光制御設備、有線式調光制御設備 人感・明るさセンサ付調光制御設備</td></tr></tbody></table>	費目	内容	設備費	補助事業の実施に必要な機械装置等の購入に要する経費	設計費	補助事業の実施に必要な設計費等	工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費(設備の運搬に必要な経費を含む)	設備区分	種別	高効率空調	電気式パッケージエアコン(業務用エアコン)※業務で使用されるものであれば一般家庭用に製造されたエアコンでも可 ガスヒートポンプエアコン、チリングユニット、 吸収式冷凍機、ターボ冷凍機	業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器(ガス・石油)	高性能ボイラ	蒸気ボイラ、温水ボイラ	高効率コージェネレーション	高効率コージェネレーション	変圧器	油入変圧器、モールド変圧器	冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷凍機内蔵形ショーケース コンデンシングユニット、冷凍冷蔵ユニット	産業用モータ	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機	制御機能付きLED照明器具	無線式調光制御設備、有線式調光制御設備 人感・明るさセンサ付調光制御設備
費目	内容																										
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置等の購入に要する経費																										
設計費	補助事業の実施に必要な設計費等																										
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費(設備の運搬に必要な経費を含む)																										
設備区分	種別																										
高効率空調	電気式パッケージエアコン(業務用エアコン)※業務で使用されるものであれば一般家庭用に製造されたエアコンでも可 ガスヒートポンプエアコン、チリングユニット、 吸収式冷凍機、ターボ冷凍機																										
業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器(ガス・石油)																										
高性能ボイラ	蒸気ボイラ、温水ボイラ																										
高効率コージェネレーション	高効率コージェネレーション																										
変圧器	油入変圧器、モールド変圧器																										
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷凍機内蔵形ショーケース コンデンシングユニット、冷凍冷蔵ユニット																										
産業用モータ	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機																										
制御機能付きLED照明器具	無線式調光制御設備、有線式調光制御設備 人感・明るさセンサ付調光制御設備																										
申請方法	郵送のみ 申請要領や申請書類は長崎県のホームページよりダウンロードできます ※「長崎県省エネ対策補助金」で検索してください																										
注意事項	●令和4年度に長崎県省エネルギー等設備導入補助金又は長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金の交付を受けていないこと ●交付決定後に着手(契約・発注)した設備で令和5年12月28日(木)までに支払行為が完了したものが対象 ●消費税相当額や既存設備の撤去費用等は補助対象外 ●見積書や施工前の状況がわかる写真及び配置図が必要 ●導入する省エネ設備の性能等を証明する資料が必要 ●中古品・リース・レンタル品は対象外 ●住居と共用する設備は対象外																										

はしやすめ

中秋の名月



中秋の名月とは平安時代に中国から伝わった行事です。旧暦では秋は7月～9月とされており、旧暦7月を「初秋」、旧暦8月を「仲秋」、旧暦9月を「晩秋」と呼んでいました。「仲秋」は旧暦8月の全体を指しますが、「中秋」は秋全体の真ん中を意味し、旧暦の8月15日のみを指します。

月の満ち欠けなどで暦を計算し農業を行っていた人たちが五穀豊穡を願い、秋の収穫に感謝するために満月の夜（十五夜）に収穫物をお供えしたのが、現在の「お月見」という風習となりました。

「お月見」といえばススキと月見団子です。まだ実っていない稲穂を収穫物としてお供えする代わりにススキを稲穂に見立てて飾ったといわれています。また、ススキは昔から神様が宿る依り代（よりしろ）といわれており、その鋭い切り口は魔除けの効果があると考えられていました。今もお月見後のススキは捨てずに家の軒先に吊るし無病息災を願う風習が残っています。

月見団子はその名の通り月に見立てた団子です。もともとは収穫された里芋やサツマイモなどをお供えしており「芋名月」とも呼ばれていましたが、保存に優れていた団子が定着していったようです。

そしてもうひとつ、月といえばウサギです。「月にはウサギがいて餅つきをしている」というのは誰でも知っている言い伝えです。この言い伝えはインドの「ジャータカ神話」が由来とされています。

昔むかしあるところにウサギ、キツネ、サルと一緒に仲良く暮らしていました。3匹は「人の役に立つため困っている人がいたら食べ物に分け与えよう」と話し合います。その様子を見ていた帝釈天（たいしゃくてん）という神様が貧しい老人に変身して3匹のもとを訪ね、食べ物を分けてほしいと頼みます。サルは木の実や果物、キツネは魚を取ってきました。ところがウサギは食べ物を見つけることができず、焚火の中に飛び込み自らを捧げて死んでしまいます。帝釈天はウサギの慈悲深い行動を後世に伝えるために、その姿を月に残しました。そして食べ物に困らないように餅つきをしているそうです。

ちなみに中秋の名月は太陽暦に基づいているため決まっておらず、今年は9月29日（金）となります。

税務まめ辞典

交際費と会議費の違い

交際費とは事業に係る者に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますが、会議に関連してお茶やお菓子、弁当などの飲食物を供与するために通常要する費用は交際費から除かれます。また、飲食その他これに類する行為のための費用であってもその支出する金額を参加した人数で割って計算した金額が5千円以下であるものも交際費から除かれます。

例えば取引先の社長や担当者や居酒屋で会食を行った時の1人当たりの費用が5千円以下であれば交際費ではなく会議費として計上できます。ただし、会議費で計上するためには①飲食等のあった年月日、②飲食等に参加した得意先の氏名、③飲食等に参加した人数、④飲食等に要した費用の額を記載した書類を保管しなければなりません。簡単な方法としては飲食した際に店からもらう領収証の裏に得意先名と人数を書いておくことです。

ここで注意が必要なのはいわゆる5千円基準は飲食費に限り適用されるということです。例えば得意先への弁当の差し入れ代金は適用されるが、すぐには飲食しない贈答品や旅行等での接待で宿泊代金の中に飲食代が含まれているケースでは、たとえ飲食代の部分で1人5千円以下であっても金額が交際費となります。また、割り勘した場合で自社が負担した金額が5千円以下であっても割り勘前の金額が1人当たり5千円を超える場合も交際費となります。

なお、5千円基準の判断は自社の経理処理が税込であれば税込金額、税抜処理をしている場合は税抜金額で判断します。